

四日市市上下水道局公告NO. E 0 0 1

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年9月6日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量 ① 調達件名 下水道施設等で使用する電気の調達
② 数量 予定契約電力：仕様書による。
予定使用電力量：仕様書による。
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 使用期間 令和3年12月1日から令和4年11月30日まで
- (4) 需要場所 橋北ポンプ場（四日市市新浜町地内）ほか41施設
- (5) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当市が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を42施設分合算した金額を入札金額とすること。
なお、入札金額には、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。
また、入札金額の算定にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本件入札の公告の日において本市の入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登録されていること。
- (3) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者。
- (4) 本件入札の公告の日から入札の日までの間、本市から入札参加資格停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 本件入札の公告の日から入札の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）に基づく排除措置を受けている期間がないこと。
- (6) 四日市市上下水道局の電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める入札参加資格を有すること。
- (7) 国、法人税法第2条第5号の公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人を契約の相手方とし、12か月以上継続して電気を供給した実績を有すること。

- (8) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (9) その他関係法令、規則等に違反していない者。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類(②及び③の添付書類を含む。)

1 部を四日市市に提出しなければならない。

- ① 四日市市上下水道局一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 四日市市上下水道局環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書
- ③ 電気供給の履行実績書(旧制度における一般電気事業者は除く)

- (2) 提出先、提出期限及び提出方法

- ① 提出先 〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号
四日市市上下水道局 総務課宛

- ② 提出期限 令和3年9月21日 午後3時00分まで

- ③ 提出方法 持参又は郵便等を利用した送付。

なお、郵便等を利用して3(1)の書類を送付した場合において、提出期限までに到達しなかったとしても、当市はその責任を負わない。

- (3) 入札参加資格がないと認めた者に対する連絡等

- ① 入札参加資格を満たしていないことが確認された者のみ、令和3年9月24日に電話により連絡する。
- ② ①の連絡を受けた者は、令和3年9月27日までに、書面によりその理由について説明を求めることができる。
- ③ 上下水道事業管理者は、②の説明を求められたときは、令和3年9月28日に書面により回答する。

4 仕様書の内容等に関する質問及び回答

- (1) 令和3年9月16日午後3時00分までに、書面により申し出ることができる。
- (2) 回答は、令和3年9月21日に、上下水道局管理部総務課事務室及び上下水道局ホームページで公表する。

5 入札並びに開札の日時及び場所

- (1) 入札について

- ① 入札方法 郵便による入札(一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかに限る。)

- ② 郵送先 〒510-0000 四日市郵便局留め 四日市市上下水道局 あて

- ③ 郵送期間 令和3年9月21日から令和3年9月27日まで(必着)

- ④ 入札書及び入札金額明細書並びに入札書等送付用封筒

ア 入札書及び入札金額明細書

(ア) 入札書 局指定様式に限る。

(イ) 入札金額明細書 局指定様式又はこれに準じた様式。なお、上下水道局ホームページに掲載した入札金額明細書(Excel)には関数等が挿

入されているが、当市は、その計算結果について責任を負わない。

イ 入札書等送付用封筒 (ア) 開札日、(イ) 調達件名、(ウ) 差出人の住所及び商号又は名称を明記すること。

⑤ 注意事項

ア 入札回数は、1 回とする。

イ 郵送後の入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし令和3年9月28日までの間は、入札辞退届を書面で四日市市上下水道局に提出すれば辞退することができる。

(2) 開札について

① 日 時 令和3年9月29日10時00分

② 場 所 四日市市上下水道局3階 入札室

6 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 四日市市契約施行規則又は本件入札の条件に違反したとき。
- (2) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請をした者が行ったもの
- (3) 同一事項に対し入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。
- (4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認し難いとき、又は押印のないとき。
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (6) 入札金額を訂正し、又は改ざんしたもの
- (7) 入札書の宛名（宛名は「四日市市上下水道事業管理者」）が違うもの
- (8) 入札書に入札金額明細書又はこれに準じた明細書が添付されていないとき。
- (9) 入札金額と入札金額明細書又はこれに準じた明細書の合計金額が一致していないもの
- (10) 同一の入札について、同一の封筒に複数の入札書を封入し提出したもの
- (11) 同一の入札について、複数の封筒を提出したもの
- (12) 郵便による入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び調達件名の特定がし難いもの
- (13) 郵便による入札に使用する封筒に記載された調達件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの
- (14) 入札者が協定して入札をしたとき。
- (15) 入札に際して不正の行為があったとき。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

いずれも免除する。

8 予定価格及び最低制限価格に関する事項

- (1) 予定価格は事前に公表しない。
- (2) 最低制限価格は設けない。

9 契約締結実績等の概要の公表

- (1) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第4項の規定により、契約締結の実績の概要を公表する。
- (2) 落札者と本件契約を締結したときは、遅滞なく、入札者（落札者を含む。）の商号又は名称及び入札金額（落札金額を含む。）を公表する。

（四日市市上下水道局）